第 1314 号

(2-2)



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1999年) 平成11年 5月17日 月曜日

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

## ☆滅価償却方法の変更手続き

Q:当社は3月決算の法人です。これまでは、定率法で減価償却を行ってきましたが、 今期から建物については定額法に変更しよう と思います。変更するための手続きを教えて ください。

△ : 償却方法を変更するには、事業年度開始の日の前日までに、税務署長に届け出をしなければなりません。

## 【解説】

平成10年度の税制改正により、平成10年4月1日以後に取得した建物については、定額法による償却が義務付けられることになりました。これを機に、10年4月1日以前に取得した建物の償却方法も定額法に変更し、経理処理の簡素化を図る会社も多いことと思います。

ところで、法人が現に採用している償却方法を変更しようとするときは、新たな償却方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、変更しようとする理由等を記載した「減価償却資産の償却方法の変更承認申請書」を所轄税務署長に提出し、承認を受けなければなりません。

ご質問の場合、3月末までに届け出を行っていなければ、今期からの変更は認められず、 既存建物については、定率法で償却することになります。







